



富田林市公告第113号

富田林市書かない窓口システム構築及び運用保守業務について、公募型企画提案競技を実施するので、次のとおり公告する。

令和7年7月2日

富田林市長 吉村善美



1 業務概要

- (1) 業務名 富田林市書かない窓口システム構築及び運用保守業務
- (2) 業務内容 別途配布する「富田林市書かない窓口システム構築及び運用保守業務に関する企画提案実施要領」（以下「実施要領」という。）及び「富田林市書かない窓口システム構築及び運用保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案限度額 28,167千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 参加事業者の資格

提案事業者は、本業務に関する十分な知識及び技術を有し、令和7年7月1日時点で、次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (1) 富田林市入札参加資格者名簿（物品・管理等業務）に既登録されているもので、本市から入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成23年富田林市要綱第85号）別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされて

いないこと。

- (8) 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者又は金銭債務について債権者から仮処分等の申立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められるものでないこと。
- (9) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。
- (10) 法人等及びその代表者が国税等（法人税、消費税及び所得税）並びに本市に納税・納付義務を有する市・府民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税及び国民健康保険料を滞納していない者であること。
- (11) ISO27001 (ISMS) 及び一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク認証を取得していること。
- (12) 参加申込時点で、本市と同規模自治体（人口10万人）以上において本業務と同種の稼働実績を有すること。
- (13) 期日までに企画提案参加表明書を提出していること。

3 選定手順

(1) 参加資格審査

上記の参加資格を満たしているかを、企画提案参加表明書により確認する。

(2) 企画提案内容審査

事業者から提出された書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、別途定める評価基準に基づき審査委員会において審査し、受注候補者を選定する。

4 手続等

(1) 担当部署

富田林市市長公室デジタル推進室

郵便番号 584-8511

住所 大阪府富田林市常盤町1-1

電話番号 0721-25-1000（代表）

電子メールアドレス digital@city.tondabayashi.lg.jp

(2) 実施要領及び仕様書の交付

ア 交付期間 令和7年7月2日（水）午前9時から

令和7年7月25日（金）午後5時30分まで

イ 交付方法 本市ウェブサイト上で行う。

(3) 企画提案参加表明書等の提出

ア 提出期限 令和7年7月25日（金）午後5時30分まで

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 電子メール及び持参又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 受付時間 午前9時から午後5時30分まで

(4) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和7年8月4日(月)午後5時30分まで
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 電子メール及び持参又は郵送(書留郵便に限る。)
- エ 受付時間 午前9時から午後5時30分まで

(5) プレゼンテーション

日程 令和7年8月8日(金) 予定(詳細は別途通知)

(6) プロポーザル審査結果の通知

- 通知日 令和7年8月中旬頃(予定)
- 通知方法 電子メール及び書面(郵送)

5 結果の公表

選定された受注候補者が実施要領に規定する失格事項に該当しないことを確認した後、受注候補者を特定し、各提案者の採点結果を本市ウェブサイトにおいて公表する。ただし、提案者名は受注候補者となった事業者のみ公開する。

6 その他

- (1) 本提案に係る諸経費等は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提案者間の公平を保つため、本市が必要とする場合を除き、このプロポーザルに関係する本市職員との接触を行わないこと。
- (3) 選定された受注候補者の提案内容に基づき、協議を行い、契約までに仕様を確定するものとする。
- (4) 選定された受注候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、システム構築に係る契約を締結する。なお、契約時には本市が定める契約約款を遵守しなければならない。
- (5) 原則として、提出された書類等は返却しない。
- (6) 提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは認めない。
- (7) 提出された書類は、審査目的外の使用はしない。
- (8) 提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。
- (9) 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。
- (10) 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報(周知の情報を除く。)は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。
- (11) 参加辞退は自由であり、辞退しても以降における不利益な扱いはしない。なお、参加表明書の提出後に本企画提案への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、文書で提出すること。
- (12) 審査結果に対する異議は一切認めない。